

一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法 第 12 条第 1 項に基づく行動計画)

法人名	社会福祉法人 京都総合福祉協会
代表者職氏名	理事長 徳永博己
主たる事務所所在地	京都府京都市左京区下鴨北野々神町 26
常時雇用する労働者数	594 人(令和8年 3 月 31 日現在)
事業所数	23 か所
策定年月日	令和8年 10 月 1 日

1 計画期間

本計画の計画期間は、次のとおりとする。

計画期間： 令和 8 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日 の 5 年間

2 現状分析(義務的把握事項)

行動計画の策定に当たり、次の事項について、直近3年間の状況を把握・分析した。

(1)育児休業等の取得状況

区分	対象者数	取得者数	取得率
男性	14 人	6 人	42.9%
女性	16 人	16 人	100.0%

調査対象期間：令和5年4月1日～令和8年3月 31 日

(2)労働時間の状況

区分	直近の実績	備考
労働者一人当たりの月平均時間外労働時間	7.01 時間	3年間の平均
年次有給休暇取得率	63.6%	3年間の平均

調査対象期間：令和5年4月1日～令和8年3月 31 日

(3)分析から把握した課題

- ・ 男性職員の育児休業取得率が女性の半分以下である。
- ・ 時間外労働時間は年々減少している（7.4 時間、7.0 時間、6.5 時間）
- ・ 育児目的休暇の取得状況を事業所横断で一元把握できていない。

3 目標(数値目標)

上記の現状分析を踏まえ、次のとおり定量的な数値目標を設定する。

目標区分	現状値	目標値	達成期限	備考
男性の育児休業等取得率	42.9%	45.0%	令和 13 年 3 月	現状値は3年間の平均
女性の育児休業等取得率	100.0%	100.0%	令和 13 年 3 月	現状値は3年間の平均
月平均時間外労働時間	7.01 時間	7.0 時間	令和 13 年 3 月	現状値は3年間の平均

4 目標達成のための対策及び実施時期

実施時期	対策内容	担当部署
令和 9 年 4 月～	毎年度、育児休業等制度に関する社内周知資料を全職員へ配付する。	事務局
令和 8 年 10 月～	IT や AI を活用した業務改善手法を所属長会議等で紹介し、各事業所で実践する。	事務局

5 計画の公表・周知・届出

本計画は、策定の日からおおむね 3 か月以内に、次のとおり手続を行う。

手続	方法	実施日
一般への公表	自法人ホームページへの掲載	令和8年 10 月 31 日
従業員への周知	各事業所内への掲示・備付け / 所属長を通じ各所属で周知	令和 8 年 10 月 27 日
労働局への届出	「一般事業主行動計画策定届」(様式第一号)を京都労働局へ提出	令和 8 年 9 月 30 日

6 計画の点検・見直し

- ・ 目標の達成状況について、少なくとも年 1 回、(経営推進会議等)において進捗を確認する。
- ・ 計画期間の終了時には、目標の達成状況を評価し、次期計画の策定に反映する。
- ・ 育児休業等の取得状況・労働時間の状況は、必要に応じて期中も把握し、対策の見直しに活用する。